

令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震により  
被害を受けた方々への支援について

令和 7 年 12 月 10 日  
キャピタル・パートナーズ証券株式会社

この度の令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震により被災されました皆さんに心より  
お見舞い申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用  
市町村（※）にお住まいのお客さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、ご支  
援させていただきます。

- ・お届出印等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預りしている有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合  
の可能な限りの便宜措置

（※）災害救助法適用市町村（12 月 9 日現在）

青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、 上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、 下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、 下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、 下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

[詳しくは以下の内閣府ホームページをご参照ください]

[内閣府ホームページ] <http://www.bousai.go.jp/>

【お問合せ】

お困りの点やご不明な点がございましたら、お取引店 または コンプライアンス部  
(03-3518-9353／平日 9:00～17:00) までお問合せください。